改正後

別表第一　標準職務表（第三条関係）

イ～ワ　（略）

カ　医療職俸給表㈢級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
（略）	（略）
3　級	1　医療機関の副看護師長の職務 2　特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務
4　級	医療機関の相当困難な業務を処理する看護師長の職務
（略）	（略）

ヨ～レ　（略）

別表第二　初任給基準表（第十一条、第十二条関係）

イ　行政職俸給表㈠初任給基準表

（略）

備考

1～3　（略）

4　次に掲げる者にこの表又は第６項の表を適用する場合における初任給欄の号俸は、人事院が別に定める。

一～三　（略）

5　試験欄の「総合職（院卒）」又は「総合職（大卒）」の区分の適用を受ける者のうち、博士課程修了、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学６卒の学歴免許等の資格を有する者でその専門的な知識、技術又は経験を必要とする官職に採用されるものについては、この表の初任給欄の号俸が、博士課程修了（大学６卒後のものに限る。）にあつては「２級31号俸」と、博士課程修了（大学６卒後のものを除く。）にあつては「２級26号俸」と、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学６卒にあつては「２級11号俸」と定められているものとして取り扱うことができる。

6　（略）

7　前項の表の試験欄の「Ⅰ種」の区分の適用を受ける者のうち、博士課程修了、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学６卒の学歴免許等の資格を有する者でその専門的な知識、技術又は経験を必要とする官職に採用されるものについては、同表の初任給欄の号俸が、博士課程修了（大学６卒後のものに限る。）にあつては「２級31号俸」と、博士課程修了（大学６卒後のものを除く。）にあつては「２級26号俸」と、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学６卒にあつては「２級11号俸」と定められているものとして取り扱うことができる。

改正前

別表第一　標準職務表（第三条関係）

イ～ワ　（略）

カ　医療職俸給表㈢級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
（略）	（略）
3　級	医療機関の看護師長の職務 （新設）
4　級	医療機関の副総看護師長若しくは副看護部長又は困難な業務を処理する看護師長の職務
（略）	（略）

ヨ～レ　（略）

別表第二　初任給基準表（第十一条、第十二条関係）

イ　行政職俸給表㈠初任給基準表

（略）

備考

1～3　（略）

4　次に掲げる者にこの表又は次項の表を適用する場合における初任給欄の号俸は、人事院が別に定める。

一～三　（略）

（新設）

5　（略）

（新設）